令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価（令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	七十万円
排煙機を設けるもの	七十七万円
右に掲げるもの以外のもの	百十八万円
令第百二十三条第三項第二号の認定及び令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	七十万円
排煙機を設けるもの	七十七万円
右に掲げるもの以外のもの	百十八万円
令第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	四十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百十五万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十九万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百四十七万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	百六十四万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百四万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百二十万円
令第百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定に係る評価	
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	二百五十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百四十七万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	百六十四万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百四万円
令第百三十七条の二の二第二項第一号ロの認定に係る評価	
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円

令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価（令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十一万円
排煙機を設けるもの	四十五万円
右に掲げるもの以外のもの	五十九万円
令第百二十三条第三項第二号の認定及び令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十一万円
排煙機を設けるもの	四十五万円
右に掲げるもの以外のもの	五十九万円
令第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価	
	四十一万円